

昭和40年国勢調査の概要

は し が き

わが国の国勢調査は、わが国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行なわれており、昭和40年国勢調査は、その第10回目の調査にあたっている。また、昭和19年、20年、21年および23年には、全国的な人口調査が行なわれたが、これらの調査は、それぞれ特殊な行政上の目的によって行なわれたもので、法的根拠も国勢調査と異なり、このため、名称も人権調査となっている。

調査の名称	調査の期日
大正9年国勢調査	大正9年10月1日
大正14年国勢調査	大正14年10月1日
昭和5年国勢調査	昭和5年10月1日
昭和10年国勢調査	昭和10年10月1日
昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
昭和19年人口調査	昭和19年2月22日
昭和20年人口調査	昭和20年11月1日
昭和21年人口調査	昭和21年4月26日
昭和22年臨時国勢調査	昭和22年10月1日
昭和23年常住人口調査	昭和23年8月1日
昭和25年国勢調査	昭和25年10月1日
昭和30年国勢調査	昭和30年10月1日
昭和35年国勢調査	昭和35年10月1日
昭和40年国勢調査	昭和40年10月1日

このように、国勢調査は、昭和22年臨時国勢調査の前後を除いては、5年ごとに行なわれてきたが、その規模は調査によってかなり差異がある。戦前、戦後とも、10年ごとの調査は、大規模な調査として行なわれ、中間の5年日の調査は、簡易調査として行なわれてきた。大規模調査と簡易調査の主な差異は、戦前の調査でいうと、簡易調査として行なわれた大正14年、昭和10年の両調査は、調査事項が氏名、男女の別、出生の年月日、配偶関係等のいわゆる人口の基本的属性に限られていたのに対し、大正9年、昭和5年、昭和15年の大規模調査では、これら基本的属性のほか、職業、産業等の経済的属性も調査事項に含まれていたことである。戦後は、国勢調査結果利用度の高まったことにより、全般的に国勢調査の規模が拡大され、今回の昭和40年国勢調査、前々回の昭和30年国勢調査は、いずれも簡易調査として行なわれたものであるが、人口の経済的属性や住宅に関する事項も調査し、その規模は戦前の大規模調査に匹敵している。とくに今回の昭和40年国勢

調査は、調査事項が前々回の昭和30年のときとほぼ同じであるが、全数集計では、パンチカード—電子計算機の方式に代わって、光学式読取り装置—電子計算機の方式によって、集計に要する期間を従前の国勢調査のときよりも大幅に短縮している。また、電子計算機の使用によって、集計項目を豊富にした。

調査の時期

昭和40年国勢調査は、昭和40年10月1日午前零時現在によって行なわれた。国勢調査の期日を10月1日とすることは、大正9年以来一貫しており、今回もとくにこれを変更する理由を認めなかった。

調査の根拠法令

戦前の各回国勢調査は、いずれも「国勢調査ニ関スル法律」(明治35年12月1日法律第49号)に基づいて行なわれ、戦後、すなわち昭和22年臨時国勢調査以後の国勢調査は、いずれも「統計法」(昭和22年3月26日法律第18号)に基づいて行なわれている。

統計法は、政府または地方公共団体が作成する統計で行政管理庁長官が指定したもの、すなわち「指定統計」に関して規定したものであるが、同法ではとくに国勢調査に関する条項を設け、その実施を定めている。

すなわち統計法第4条では、国勢調査を「政府が全国民について行う人口に関する調査」と定義し、その実施については「国勢調査は、これを10年ごとに行なわなければならない。但し、国勢調査を行った年から5年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。」と規定している。この条文は、統計法制定当初は、単に5年ごとに国勢調査を行なわなければならないと規定してあったが、昭和29年4月に現在の条文に改正され、そのさい同法附則で、改正後の最初の簡易調査は、昭和30年に行なう旨定められた。また、この規定により、昭和35年国勢調査は、10年ごとの大規模調査として、昭和40年国勢調査は、中間年の簡易調査として行なわれたわけである。

国勢調査は、統計法第4条に基づいて行なわれるが、同時に国勢調査は「国勢調査の指定」(昭和22年5月2日内閣告示第21号)によって、「指定統計第1号」として指定されているので、同法および「統計法施行令」(昭和24年5月31日政令第130号)の指定統計に関する規定、すなわち申告義務、調査の実施、秘密の保護、結果の公表、地方公共団体に対する事務の委任等に関する規定が適用される。

さらに、昭和40年国勢調査の実施にさいしては、調査

の内容および実施手続を定めたつぎの政令および関係告示ならびに訓令が制定された。これらは、調査の実施年の前年から業務の行なわれた調査区の設定に関するものと、調査の実施年に制定された調査の実施に関するものに分けることができる。

(調査区の設定に関する政令および訓令)

昭和40年国勢調査調査区の設定に関する政令(昭和39年7月2日政令第227号)

昭和40年国勢調査調査区設定心得(昭和39年7月2日総理府訓令第8号)

(調査の実施に関する政令、訓令および告示)

昭和40年国勢調査令(昭和40年4月12日政令第125号)

昭和40年国勢調査施行心得(昭和40年4月12日総理府訓令第2号)

昭和40年国勢調査令の規定に基づき、本州、北海道、四国及び九州に附属する島を定める件(昭和40年4月12日総理府告示第9号)

昭和40年国勢調査令の規定に基づき、調査票の様式を定める件(昭和40年4月12日総理府告示第10号)

昭和40年国勢調査に従事する国勢調査員に携行させる国勢調査員証及び昭和40年国勢調査に従事する者に着用させる国勢調査従事者章を定める件(昭和40年6月14日総理府告示第20号)

調査の地域

昭和40年国勢調査は、わが国の地域のうち、つぎに掲げる諸島を除く地域について行なわれた。

- 1 齒舞群島、色丹島、国後島および択捉島
- 2 孺婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島および火山列島をいう。)
- 3 南鳥島および沖の鳥島
- 4 東経131度52分30秒、北緯37度15分にある竹島
- 5 硫黄島、伊予屋島および北緯27度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)

この調査の地域は、前述の告示第9号によって告示されたが、調査の地域としては、前回の調査地域とまったく一致している。

昭和30年以前の各回国勢調査の地域はかなり相違しているが、その差異のおもなものを述べると、まず戦前の調査では、戦後行政権のおよんでいない沖縄および平和条約によってわが国の版図から除かれた朝鮮、台湾等の地域をも調査したのに対し、戦後の調査ではもちろんこれらの地域が含まれていないこと、および戦後の調査では、昭和26年および28年に復帰した吐噶喇列島および奄美群島が、昭和22年および25年の調査では調査の地域から除外されていたのに対し、昭和30年、昭和35年および今回の昭和40年の調査では調査の地域に含まれていることである。

各回の調査地域および人口の異動は、表1「各回調査の

調査地域の人口および面積」(4ページ)に示されているとおりである。

調査の対象

昭和40年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人である。ここで、「常住している人」とは、当該世帯に3か月以上住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれその住んでいる場所で調査した。しかし、つぎの人口については、それぞれつぎに述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校または同法第83条の各種学校に在学している人については、通学のために宿泊している場所(たとえば、自宅、下宿先、寄宿先等)で調査した。
- 2 病院または診療所に入院している人は、入院してすでに3か月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は、3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる人で、陸上に住所を有する人は、すべてその住所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。(後者の場合は、調査の期日前に本邦の港を出港し、途中寄港しないで、調査の期日後3日以内に本邦の港に入港した船舶に限る。)
- 4 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所で調査した。
- 5 刑務所、少年刑務所または拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者および受刑者ならびに少年院または婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院または婦人補導院で調査した。
- 6 3か月以上にわたって住んでいるところまたは住もうと思っているところがない人は、調査時にその人のいた場所で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している人は、外国人を含めてすべて調査の対象となったが、とくにつぎに掲げる人は、調査から除外された。

- 1 本邦内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属およびその家族
- 2 本邦内に駐在する外国の外交団・領事団(随員および家族を含む。)

注) わが国政府の要請に応じ、それぞれ関係国の在日機関から明らかにされた資料によると、昭和40年10月1日現在、上述の1の人口のうち、家族に該当する人口は合計31,908人、2に該当する人口は

3,117人である。1に該当する人口のうち、家族以外の人口は明らかにされていない。

また、海外に居住する日本人については、旅行者または一時滞在者で自宅を不在にする期間が3か月未満の場合は、前述の常住の定義により、自宅に常住している人として自宅で調査されたが、その他の人は、国勢調査の対象になっていない。在外本邦人のうち、在外日本公館員(家族を含む。)の数は、外務省の調査によると、昭和40年10月1日現在で2,994人である。

昭和40年国勢調査の調査の対象人口を、従来の国勢調査と比較すると、まず前回の昭和35年国勢調査および前々回の昭和30年国勢調査では、常住の定義および在日外国人の取扱いのいずれも一致している。昭和25年以前の国勢調査との主な相違はつぎのとおりである。

- 1 常住人口の定義が、昭和30年、35年および40年の国勢調査では、3か月以上住んでいるかまたは住もうと思っているかどうかを、判定の基準としているが、昭和25年国勢調査では、これが6か月であった。
- 2 昭和22年以前の国勢調査では、現在人口を調査した。すなわち調査の対象を、それぞれ調査時に現在していた場所で調査した。
- 3 昭和10年以前の国勢調査では、一般の外国人はもとより、昭和22年以降の国勢調査で調査の対象から除外された外交団等も調査された。
- 4 昭和15年の調査では、原則として昭和10年以前と同様に、現在人口を調査したが、軍人・軍属等については、それらが海外にあると否とを問わず、すべてその現住所(家族などのいる応召前の住所)で調査した。海外にいたと推定されるこのような人口は、約120万人である。

調査の事項

昭和40年国勢調査では、つぎに掲げる事項について調査した。

(個人について調査した事項)

- 1 氏名
- 2 世帯主との続き柄
- 3 男女の別
- 4 出生の年月
- 5 配偶の関係
- 6 国籍
- 7 仕事をしたかどうかの別(昭和40年9月24日から30日までの就業状態)
- 8 従業上の地位
- 9 勤め先・業主などの名称(所属の事業所の名称)
- 10 勤め先・業主などの事業の種類(所属の事業所の産業)
- 11 本人の仕事の種類(職業)

- 12 従業地または通学地(世帯について調査した事項)
- 13 世帯の種類
- 14 住居の種類(住宅であるかどうかの別および住宅の所有の関係)
- 15 住宅の居住室数
- 16 住宅の居住室の畳数の合計

調査の事項を前回の昭和35年国勢調査と比較すると、前回で調査された事項のうち、「1年前の常住地」、「教育」、「結婚年数」、「出生児数」、「就業時間」および「家計の収入の種類」は、今回の調査では調査されていない。しかし、今回、「住宅の居住室数」が調査された。これは、これまで昭和5年に調査されたのみで、戦後は、今回が初めてである。

調査の組織

昭和40年国勢調査は、総理府統計局を主管部局とする内閣総理大臣一都道府県知事一市町村長一国勢調査指導員一国勢調査員の指揮系統を通じて行なわれた。

総理府統計局は、調査の企画、調査に用いる用品・書類等の準備、地方における調査実施業務の指導、調査結果の集計および公表を担当し、このため、経常の組織のほか、総理府統計局部内に「昭和40年国勢調査計画委員会」(昭和39年2月1日～40年1月25日)および「昭和40年国勢調査実施本部」(昭和40年1月25日～40年12月7日)ならびに各省との連絡協議を行なうため「昭和40年国勢調査連絡会」(昭和39年3月19日～41年3月2日)を設置した。

都道府県においては、それぞれの統計主管課が主として国勢調査の業務を担当し、総理府統計局からの市町村、指導員、調査員に対する調査用品および書類の配布、実施に関する指導、調査書類の取集等の業務は、すべて各都道府県の統計主管課を通じて行なわれた。

市町村においては、調査区の設定、指導員および調査員の内申および任命に伴う事務、指導員および調査員の指導、調査書類の取集検査等、調査の実施に直接関連する業務が行なわれた。

実地の調査は、昭和40年国勢調査のためにとくに任命された484,972人の国勢調査員によって行なわれ、また別に32,726人の国勢調査指導員が任命され、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などの事務にたずさわった。

調査の方法

1 調査区

調査の実施に先立ち、昭和40年国勢調査のための調査区が設定され、調査区地図、調査区一覧表等の関係書類が作成された。この調査区は、市(特別区を含む。)および総理府統計局長が指定した町村(人口増加のいちじるしい

表 1 各 回 調 査 の 調 査 地

(×は調査結果に含まれていない地域、

調 査 地 域	人						
	昭和 40 年 10 月 1 日	昭和 35 年 10 月 1 日	昭和 30 年 10 月 1 日	昭和 25 年 10 月 1 日	昭和 22 年 10 月 1 日	昭和 20 年 11 月 1 日	昭和 15 年 10 月 1 日
北 海 道	5 171 800	5 039 206	4 773 087	4 295 567	3 852 821	3 518 389	3 272 718
根室支庁および根室市	97 351	94 685	82 444	69 733	61 869	59 741	83 712
得撫郡、新知郡および古守郡	×	×	×	×	×	×	1 933
泊村、留夜別村、紗那村、留別村および薬取村	×	×	×	×	×	×	14 117
色 丹 村	×	×	×	×	×	×	1 499
根 室 市	45 149	42 740	35 799	29 934	26 047	26 801	35 543
水晶島、勇留島、秋勇留島、志免島および多楽島	×	×	×	×	×	×	—
そ の 他 の 地 域	45 149	42 740	35 799	29 934	26 047	26 801	—
そ の 他 の 地 域	52 202	51 945	46 645	39 799	35 822	32 940	30 620
そ の 他 の 地 域	5 074 449	4 944 521	4 690 643	4 225 834	3 790 952	3 458 648	3 189 006
東 京 都	10 869 244	9 683 802	8 037 084	6 277 500	5 000 777	3 488 284	7 354 971
小 笠 原	×	×	×	×	×	×	7 361
そ の 他 の 地 域	10 869 244	9 683 802	8 037 084	6 277 500	5 000 777	3 488 284	7 347 610
島 根 県	821 620	888 886	929 066	912 551	894 267	860 275	740 940
隠 岐 島	36 185	41 639	43 814	44 842	42 400	39 663	31 794
五 箇 村	2 924	3 693	3 969	4 091	3 748	3 699	2 853
竹 島	×	×	×	×	×	×	—
そ の 他 の 地 域	2 924	3 693	3 969	4 091	3 748	3 699	—
そ の 他 の 地 域	33 261	37 946	39 845	40 751	38 652	35 964	28 941
そ の 他 の 地 域	785 435	847 247	885 252	867 709	851 867	820 612	709 146
鹿 児 島 県	1 853 541	1 963 104	2 044 112	1 804 118	1 746 305	1 538 466	1 589 467
大 島 郡 お よ び 名 瀬 市	186 193	200 448	209 373	1 484	1 304	×	185 059
三島村(硫黄島、竹島および黒島)	874	1 363	1 352	1 484	1 304	×	3 564
十島村および横当島(吐噶喇列島)	1 848	2 602	2 658	×	×	×	
その他の地域(奄美群島) 4)	183 471	196 483	205 363	×	×	×	181 495
そ の 他 の 地 域	1 667 348	1 762 656	1 834 739	1 802 634	1 745 001	1 538 466	1 404 408
そ の 他 の 42 府 県	79 558 756	75 843 430	73 492 180	69 909 901	66 607 303	62 592 690	59 581 633
計	98 274 961	93 418 501	89 275 529	83 199 637	78 101 473	71 998 104	72 539 729
沖 縄 県	×	×	×	×	×	×	574 579

- 1) 昭和32年8月1日根室支庁根室町と和田村の区域が根室市となり、さらに昭和34年4月1日根室市と根室支庁歯舞村の区域が根室市となる。
2) 旧大島郡十島村の区域のうち、北緯30度以北にあるもの(口之島を除く)。昭和27年2月10日に旧十島村から分離して三島村になる。
3) 旧大島郡十島村の区域のうち、北緯29度と北緯30度との間にあるもの(口之島を含む)。昭和20年9月2日以後連合国の管理下にあったが、昭和26年12月5日に返還され、昭和27年5月1日現在により人口調査を実施(人口2,968人)。
4) 鹿児島県大島郡の区域のうち、北緯29度以南にあるものおよび名瀬市。昭和20年9月2日以後連合国の管理下にあったが、昭和28年12月25日に返還され、昭和29年3月1日現在により人口調査を実施(人口201,132人)。
5) 長野県と岐阜県間の境界紛争地域の人口(73人)を含む。
6) 昭和15年の総面積から調査結果に含まれていない地域を除いた数値との間に0.80平方キロメートルの誤差がある。

域 の 人 口 お よ び 面 積 (大正9年～昭和40年)

—は不詳、面積の単位は平方キロメートル。

口	面 積				積					
	昭和 10 年 10 月 1 日	昭和 5 年 10 月 1 日	大正 14 年 10 月 1 日	大正 9 年 10 月 1 日	昭和 40 年	昭和 35 年	昭和 30 年	昭和 25 年	昭和 20 年	昭和 15 年
3 068 282	2 812 335	2 498 679	2 359 183	78 511.60	78 508.67	78 508.67	78 486.06	78 459.68	88 775.04	
78 241	71 325	56 891	52 134	3 445.08	3 445.01	3 445.01	3 490.45	3 496.13	13 811.49	
2 881	459	500	3 115	×	×	×	×	×	5 319.61	
14 656	13 749	13 436	11 479	×	×	×	×	×	4 639.04	
1 177	911	857	542	×	×	×	×	×	255.12	
32 012	29 986	28 890	24 770	403.29	403.22	403.22	436.29	436.29	536.88	
—	—	—	—	×	×	×	×	×	101.59	
—	—	—	—	403.29	403.22	403.22	436.29	436.29	435.29	
27 515	26 220	13 208	12 228	3 041.79	3 041.79	3 041.79	3 054.16	3 059.84	3 060.84	
2 990 041	2 741 010	2 441 788	2 307 049	75 066.52	75 063.66	75 063.66	74 995.61	74 963.55	74 963.55	
6 369 919	5 408 678	4 485 144	3 699 428	2 027.37	2 026.89	2 023.01	2 031.12	2 041.86	2 144.80	
6 729	5 742	5 780	5 425	×	×	×	×	×	102.94	
6 363 190	5 402 936	4 479 364	3 694 003	2 027.37	2 026.89	2 023.01	2 031.12	2 041.86	2 041.86	
747 119	739 507	722 402	714 712	6 625.72	6 625.03	6 625.04	6 626.06	6 623.30	6 624.60	
32 750	34 134	34 580	36 539	347.71	347.71	347.71	347.61	346.73	348.03	
3 006	3 175	3 330	3 522	51.57	51.57	51.57	51.44	50.56	51.86	
—	—	—	—	×	×	×	×	×	1.30	
—	—	—	—	51.57	51.57	51.57	51.44	50.56	50.56	
29 744	30 959	31 250	33 017	296.14	296.14	296.14	296.17	296.17	296.17	
714 369	705 373	687 822	678 173	6 278.01	6 277.32	6 277.33	6 278.45	6 276.57	6 276.57	
1 591 466	1 556 690	1 472 193	1 415 582	9 141.58	9 140.17	9 140.17	7 825.68	7 814.77	9 103.81	
204 640	207 785	207 252	213 849	1 356.28	1 356.20	1 356.20	31.61	×	1 289.04	
3 667	3 723	3 340	3 338	31.61	31.61	31.61	31.61	×	18.43	
—	—	—	—	87.54	87.54	87.54	×	×	×	
200 973	204 062	203 912	210 511	1 237.13	1 237.05	1 237.05	×	×	1 270.61	
1 386 826	1 348 905	1 264 941	1 201 733	7 785.30	7 783.97	7 783.97	7 794.07	7 814.77	7 814.77	
56 884 868	53 355 286	50 000 782	47 202 576	273 470.56	273 359.98	273 363.85	273 315.23	273 510.93	273 510.93	
68 661 654	63 872 496	59 179 200	55 391 481	369 776.83	369 660.74	369 660.74	368 284.15	368 451.43	380 159.18	
592 494	577 509	557 622	571 572	×	×	×	×	×	2 386.24	

- 4) 鹿児島県大島郡の区域のうち、北緯29度以南にあるものおよび名瀬市。昭和20年9月2日以後連合国の管理下にあったが、昭和28年12月25日に返還され、昭和29年3月1日現在により人口調査を実施(人口201,132人)。
5) 長野県と岐阜県間の境界紛争地域の人口(73人)を含む。
6) 昭和15年の総面積から調査結果に含まれていない地域を除いた数値との間に0.80平方キロメートルの誤差がある。

町村)については、前回の昭和35年国勢調査調査区を廃して全面的に設定替えを行ない、上記以外の町村については、昭和35年国勢調査調査区を一部修正のうえ、設定した。調査区の設定は、調査日の1年前、昭和39年10月1日現在で行なわれ、その後、たとえば集団住宅の建設などの理由により逐次修正を加えて、調査日現在で確定した。調査区数は497,155で、昭和35年国勢調査のそれと比較すると、50,643の増加を示している。

調査区設定の基準は、市区町村の区域ごとに、まず、常住者がいないか、いてもきわめて僅かであつ広大な地域または特殊な人口の集まっている地域について特別調査区を設定し、さらに、港湾の水域および水上生活者のいる河川または運河の河口に近い水域について水面調査区を設定し、残りの地域について、調査区が平均50世帯を含むよう地理的に明瞭な地形地物によって一般調査区を設定した。

以上の各種調査区の数およびその内訳は、つぎのとおりである。

一般調査区	463,462
特別調査区(合計)	32,464
山林・原野などの地域	18,528
広大な学校・工場などの地域	1,095
社会施設のある地域	3,989
刑務所等のある地域	281
自衛隊地域	371
駐留軍地域	124
50人以上の寄宿者・寮	8,076
水面調査区	1,229
合計	497,155

このようにして設定された調査区は、昭和40年国勢調査の実施の基礎となり、各調査区に原則として1名の調査員を配置して調査を行なった。

なお、これらの調査区は、国勢調査の終了後も各種統計調査、とくに標本調査の地域的抽出単位としてひろく利用されている。

2 調査の実施

国勢調査員は、昭和40年9月24日から30日までの間に、受持ち調査区内の世帯を巡回確認し、各世帯に調査の趣旨を説明するとともに、「調査票」およびその「記入例」を配布して調査票の記入を依頼した。この際、国勢調査員は、各世帯の世帯主氏名等の事項を「世帯名簿」に記入するとともに、「調査区要図」の用紙に各世帯の位置と世帯番号を記入した。

国勢調査員は、昭和40年10月1日から3日までの3日間に受持ち調査区内の世帯を再訪問し、調査票を受取って、世帯主の記入した事項についての検査を行なった。この際、調査票の記入と作成した世帯名簿とを照合し、調査票によって必要な訂正を行なった。

国勢調査員は、調査票の取集・検査後、その内容に基づき、前述の調査事項のうち1から11までの事項を、各個人ごとに「調査個票」に転記した。

3 調査書類

今回の調査に用いられた「国勢調査調査票」は、1枚に7人記入できる世帯票で、各世帯ごとに作成された。調査票の記入は、世帯主または世帯の代表者がその世帯員について前述の調査事項のうち13を除く1から16までの事項を記入して申告(自計申告)し、13の事項は、国勢調査員が世帯主または世帯の代表者に質問して記入(他計申告)する方式によった。

また、今回の調査では、調査結果を早期に集計、公表するため、調査票に加えて「調査個票」を作成した。調査個票は、個人票様式のカードで、これが、直接集計機械(光学式読取り装置)によって磁気テープに読み取られ、結果の集計が行なわれる。この調査票には、調査事項のうち1から11までの事項が、調査票の記入内容に基づき調査員によってそのまま転記された。しかし、産業と職業については、調査員による分類記入が困難なので、総理府統計局において、調査個票の記入内容に基づき、分類記入を行なった。

なお、自衛隊地域および矯正施設地域の調査は、それぞれ「国勢調査特別調査票」を用いて行なわれた。特別調査票は、個人票で、集計に直接用いた調査個票と同一の様式であるが、自衛隊地域用には、前述の調査事項の6以降の事項が含まれておらず、矯正施設地域用では、7以降の事項が含まれていない。

調査に際しては、調査票および調査個票のほか世帯名簿(自衛隊地域および矯正施設地域の特別調査区においては調査単位名簿)および調査区要図が作成された。「世帯名簿」は、各調査区ごとに、調査員によって作成されたもので、各世帯の世帯番号、世帯主氏名、所在地、世帯人員等が記入され、調査員が調査を行なう際の世帯および世帯人員の確認に役立てられたほか、世帯および人口概数の算出に用いられた。また、「調査区要図」は、受持ち調査区の境界、調査区内の主要な目標物、世帯の位置および世帯番号を記入するもので、調査員が調査を行なう際の世帯の確認に役立てられた。

集計および結果の公表

1 世帯および人口概数

昭和40年国勢調査による最初の結果数字として、全国都道府県市区町村の男女別人口および世帯概数を昭和40年12月1日に公表した。この数字は、国勢調査員が作成した世帯名簿により市町村がとりまとめた市町村要計表およびこれによって都道府県が作成した都道府県要計表を用いて、統計局が集計したものである。この結果数字をまと

めた「全国都道府県市区町村別世帯および人口概数」は昭和40年12月10日に刊行された。

この概数によると、人口総数は、98,281,955人(後に明らかにされた確定人口98,274,961人より6,994人多い)で、そのうち男は48,287,159人、女は49,994,796人であった。また、世帯数は24,103,867世帯であった。

2 人口確定数

人口確定数は、全国から統計局に進達された調査票・調査個票により、都道府県市区町村別に集計を行ない、昭和41年1月20日、2月15日、および3月19日の3回に分けて逐次結果を官報により公表し、3月18日には「全国都道府県市区町村別人口(確定数)」を刊行した。確定した人口総数は98,274,961人で、男女別の集計は行なわなかった。

この報告書に掲げる昭和40年国勢調査の結果数字は、すべてこの確定数であることはいうまでもない。

3 人口集中地区の人口および面積

上に述べた人口確定数は、都道府県および市区町村という行政区域の人口であるが、前回の昭和35年国勢調査ではじめて、行政区域内でとくに人口密度が高く、かつその人口が大きい地域を「人口集中地区」として設定し、国勢調査結果を集計した。今回の昭和40年国勢調査においても、前回と同様に人口集中地区を設定し、国勢調査結果の集計を行なっている。

人口集中地区の設定の基準は、つぎのとおりである。

人口集中地区は、昭和40年国勢調査調査区を基礎単位地域として設定された。すなわち、昭和40年国勢調査調査区(1調査区は、約50世帯を含み、全国が約49万の調査区に区分されている)のうち、原則として、人口密度の高い調査区(人口密度1平方キロメートルあたり約4000人以上の調査区)が市区町村内でたがいに隣接して、昭和39年10月1日現在、人口5000人以上の地域を構成している場合、これらの調査区の集まりを「人口集中地区」として設定した。

また、これら人口密度の高い調査区の集まりが構成する地域に、つぎのような調査区が隣接している場合には、人口密度に関係なく、これをその地域に含めた。

- (1) 広大な工場地域、鉄道用地等および特殊な施設のある特別調査区。
- (2) 学校、研究所、都市公園、神社、仏閣、運動場等の文教レクリエーション施設、事務所、工場、倉庫、鉄道用地等の産業施設、および官公庁、病院・療養所等の公共および社会福祉施設のある地域が、原則として調査区の3分の1以上の面積を占めている調査区。

また、前回設定した人口集中地区は、昭和35年国勢調査調査区を基礎単位地域としている以外は、上記と同じ基準によった。

人口集中地区の人口および面積は、本年5月27日速報

として公表したが、これは、「昭和40年国勢調査全国都道府県市区町村の人口集中地区別人口および面積(速報)」(昭和41年6月10日刊)にまとめられている。本報告書に掲載された人口集中地区の人口および面積数値の一部が、速報の数値と異なるが、これは、その後の訂正によるものである。

なお、人口集中地区別人口および面積のほか、人口集中地区の境界で示す地図をまとめた「昭和40年国勢調査わが国の人口集中地区」を本年9月ごろ刊行する予定である。また、以下で述べる全数集計、1%抽出集計および20%抽出集計においても、人口集中地区についての調査項目別集計が行なわれる。

4 全数集計

- (1) 全数集計(従業地・通学地に関するものを除く)は、調査個票の記入内容を光学式読取り装置によって磁気テープに読み取り、この磁気テープを電子計算機にかけることにより行ない、全国、都道府県、市区町村および人口集中地区について、男女、年齢、配偶関係、国籍、労働力状態、従業上の地位、産業、職業、世帯に関する結果を表章する。集計は、都道府県ごとに進められ、本年2月以降集計の終わったものから順次「昭和40年国勢調査報告第4巻都道府県編その1～その46」によって公表しており、最後に全国についてまとめた結果を「昭和40年国勢調査報告第3巻全国編その1」として公表する。
- (2) 全数集計のうち、従業地・通学地に関するものは、調査票に基づき、PCS方式一電子計算機によって集計を行ない、昭和42年10月までにその結果を公表し、「昭和40年国勢調査報告第3巻全国編その2およびその3」として刊行する。

5 1%抽出集計

1%抽出集計は、全国、都道府県および7大都市について調査事項別結果を速報するために、全世帯の調査票から100分の1の調査票を抽出し、調査事項のほとんど全部についてPCS方式一電子計算機によって集計するもので、全国、市部・郡部、人口集中地区については、細かい分類区分による結果を、都道府県および七大都市については、やや集約した区分による結果を表章する。この結果を、昭和41年11月までに公表し、「昭和40年国勢調査報告第2巻1%抽出集計結果その1～その5」として刊行する。なお、公表と同時に、その主要な統計表を集録した速報も刊行する。

6 20%抽出集計

20%抽出集計は、全数集計で集計されなかった全国都道府県および市町村別の結果を補充するために行なうもので、全世帯の調査票から5分の1の世帯の調査票を抽出して集計する。この結果は、昭和43年度に、全国についての「昭和40年国勢調査報告第5巻20%抽出集計結果全国

編」および都道府県・市区町村についての「昭和40年国勢調査報告書第6巻20%抽出集計結果 都道府県編 その1～その46」として刊行する。

7 調査区別人口・世帯資料

調査区別人口・世帯資料は、市区町村内の小地域別人口・世帯統計作成のための資料として、昭和40年国勢調査において初めて試みるもので、全数集計結果の集計の際、電子計算機によって、同時に集計する。この資料は、つぎの3表から成るが、本局ならびに各都道府県および市町村の統計主管部課に、該当の分を保管し、所定の手続きにより、一般の利用に供する。

第1表 男女・年齢別人口一調査区

第2表 従業上の地位・産業・職業別15歳以上就業者数一調査区

第3表 世帯主の産業・従業上の地位・世帯人員別普通世帯数、および世帯人員別準世帯数および準世帯人員一調査区

なお、上記で示した集計の結果表は、7の調査区別人口・世帯資料および20%抽出集計結果表のうちの若干の地域の結果表を除き、すべて報告書に掲載する。昭和40年国勢調査報告第1巻～第6巻に掲載する統計表名は、21ページに示すとおりである。

調査地域の面積

この報告書に掲げた昭和40年10月1日現在の都道府県市区町村別面積は、建設省国土地理院から公表される「昭和40年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。なお、人口集中地区の面積は、本局において測定したものである。

建設省国土地理院において都道府県市区町村別面積を調査した方法は、概略つぎのとおりである。

- 調査の対象としたのは、昭和30年10月1日現在国土地理院発行の5万分の1地形図に表示されている満潮界を境とした陸地の面積、および上記5万分の1地形図に表示されていないが、その地図の測量時以降、昭和40年10月1日までに「所属未定地の編入処分」または「新たに生じた土地の確認」がすんで、官報または県公報に告示された埋立(干拓)地の面積である。なお、河川は河口をもって陸海の境とし、潟湖池沼等は陸地として扱った。
- 面積の測定は、プランニメーターによる地形図上の測定、またはその測定値をもとにした数値の組替えによる。単位は、平方キロメートルで小数点以下2位までを表示した。

地形図上の測定値は、その図葉の基準面積と比較して、誤差が定限以内ならば調整を行なった。

- 郡、支庁(北海道)および都道府県の場合は、市区町村

別面積に基づいて、それを合計したものである。市区町村のうち昭和35年10月2日以降、昭和40年10月1日までに境域の変更および境界の修正のないものは、従来の数値をそのまま載せた。上記の期間に地形図上の境界に異動のあったものおよび埋立地等については次のように扱って表示した。

- 市町村が合併した場合は、個々の市町村の面積を合計した。
- 境界の一部に変更があった場合は、その現地調査に基づき測定図を修正して面積を測定するか、または関係都道府県庁、関係市町村役場に照会して、その回答された面積により組替えを行なった。
- 地形図の修正測量を行なって修正した境界については、境界の一部変更と同様に扱った。
- 公有水面埋立地(干拓地を含む。)の面積は、昭和30年10月1日現在の国土地理院発行5万分の1地形図に図示されていないもので、昭和40年10月1日までに「所属未定地の編入処分」または「新たに生じた土地の確認」がすんで官報または県公報に告示されたものを関係市町村長から報告してもらい、これを埋立地欄に表示し、市区町村面積に加算した。
- 境界に変更があったが、国土地理院において調査未了のものは、変更前の面積のままを表示した。
- 現地の関係市区町村間の事情により、その境界を地形図上に表示できない場合(境界未定の場合)には、次の通り表示した。
 - 市町村界に境界未定がある場合は、当該市町村の欄には境界未定と表示し、その属する都道府県の終わりに当該市町村の合計面積として別に表示した。
 - 市町村界の境界未定が市郡界の一部である場合は、市部、郡部の合計面積および郡の面積は、それぞれ当該市町村を除いて表示した。除外した市町村の面積は、その属する都道府県の面積に入れた。
 - 市町村界の境界未定が都道府県の一部である場合は、当該市町村を除く市町村の合計面積をそれぞれの都道府県面積とし、当該市町村の面積は合計面積としてそれぞれ都道府県の終わりに表示し、別項の全国面積に入れた。
 - 潟湖池沼等の水面が境界未定の場合は、次のように表示した。
 - 町村界の場合、水域を除いたものを町村の面積とした。水域は別に表示し郡の面積に入れた。
 - 市郡界の場合、水域を除いたものを市郡の面積とした。水域は別に表示し、県の面積に入れた。
 - 都道府県界の場合、水域の面積を除いたものを都道府県面積とし、水域の面積は別に表示し、全国面積に入れた。

- (7) 都道府県の場合は、都道府県界にかかわる境界未定のある市町村の面積を含まないので、これらの市町村の面積は全国面積の中に含め、都道府県面積とは別に表示した。

なお、つぎの諸点に注意を要する。

- 上に記したように、国土地理院から公表された市町村別面積には、一部に、境界未定または調査未了の理由によって、関係市区町村の合計面積しか示されていない場合とか、あるいは昭和35年10月2日以降昭和40年10月1日までの間に境界変更があって、しかも変更以前の境界による面積が示されている場合がある。これらについては、統計利用者の便宜のため、可能な限り総理府統計局において下の(1)、(2)にのべる処置をとって、昭和40年10月1日現在の関係市区町村別の面積を算出あるいは測定し、これにそのむねの注記を付して本報告書に掲載することとした。したがって、これらの地域の面積は、後に国土地理院で測定のうち公表するものとはかならずしも一致しないことがあるので、その利用にあたっては注意されたい。
 - 境界未定のため国土地理院が関係市区町村の合計面積を公表したものについては、昭和35年国勢調査報告第1巻において総理府統計局が各市区町村別に概算配分した数値を、そのまま、または昭和35年10月2日以降の廃置分合にしたがって組み替えた数値を登録した。
 - 昭和35年10月2日以降に廃置分合等の異動があり、それによる新しい境界が調査未了のため、当該廃置分合直前の境界による面積が国土地理院から公表されている市区町村については、原則として、総理府統計局において推定した面積を登録することとした。
 - 国土地理院の昭和40年全国都道府県市区町村面積調においては、所属の確定した埋立地の面積を当該市区町村の欄に別掲しているが、本報告書の市区町村別面積(したがって、全国、都道府県、郡、支庁の面積)は、この埋立地の面積を含めて算出した。
- この報告書には、昭和40年の面積のほか、大正9年以降5年ごと、および昭和22年の各調査当時の面積を掲げてある。もちろん、これらの面積は、この報告書に掲げた各回人口の調査地域(「調査の地域」の項参照)と同じ範囲の面積であって、人口の調査地域が年によって異なるため

面積にも相違がある。その相違は、表1「各回調査の調査地域の人口および面積」(4ページ参照)に示されるとおりである。

これら各回調査の面積は、地域範囲が同じ場合でも、年によって多少の変化が生じている。それは、新しくできた埋立地や干拓地による陸地の増加などのほかに、測定に用いる地図の修正、改訂等による影響にもとづくものである。この報告書に掲げた各年の面積の出所はつぎのとおりである。

大正9年 大正9年国勢調査報告第1巻(内閣統計局)

大正14年 大正14年国勢調査報告第1巻(内閣統計局)

昭和5年 昭和5年国勢調査報告第1巻(内閣統計局)

昭和10年～昭和22年 昭和10年全国市町村別面積調(内閣統計局)

昭和25年 全国市町村別面積調査(建設省地理調査所)

昭和30年 昭和30年国勢調査報告第1巻および昭和30年国勢調査全国都道府県郡市区町村別面積改定表(総理府統計局)

昭和35年 全国都道府県市区町村別面積調(建設省国土地理院)

これらのうち、大正9年の面積は当時の陸地測量部の測定によるものであり、大正14年および昭和5年の面積は、大正9年測定当時の基本地図に改測または修正を加えたものの面積である。昭和10年の面積は、陸地測量部と内閣統計局と共同で陸地測量部指導の下に、同部発行の5万分の1地形図にもとづいて、昭和10年3月31日現在により測定したものである。以後の昭和15年、20年、22年および25年の面積は、昭和10年の面積を基礎とし、調査地域の異動および市町村の廃置分合、境界変更等に伴う修正を行なったものである。ただし、昭和25年の数値は、再検討を要すると認められた市町村については、境界の異動の有無にかかわらず、その面積を改測し、また昭和10年以降において海岸線がいちじるしく変化した区域の市町村をも改測した。

昭和30年の面積数値は、建設省(旧)地理調査所(現国土地理院)と総理府統計局が、終戦後修正をほどこした5万分の1地形図(応急修正版)上において新たに測定した昭和30年10月1日現在の境域による平面面積である。また、昭和35年の面積数値は、昭和30年の面積に基づき、調査地域の廃置分合、境界変更等に伴う修正を行なったものである。